

## ■正誤表

平野裕之著『コア・テキスト民法Ⅲ 担保物権法 [第2版]』におきまして、下記の修正がございました。

お詫びのうえ、訂正させていただきます。

刷数	頁	場所	誤	正
1	36	3-16 下から4行目以下	…ミカン (図 3-15 の①) には抵当権の効力は及ばず、土地の所有者は自由にミカンを収穫し売却することができる。ミカンの代金債権が残っていて弁済期になっても (図 3-15 の②), …	…ミカンには抵当権の効力は及ばず、土地の所有者は自由にミカンを収穫し売却することができる (図 3-15 の②)。ミカンの代金債権が残っていて弁済期になっても, …
1	251	図 17-25	使用はできないのが原則 (298 条 1 項本文) 物の保存に必要な場合 (298 条 1 項但書)	使用はできないのが原則 (298 条 2 項本文) 物の保存に必要な場合 (298 条 2 項但書)